

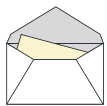
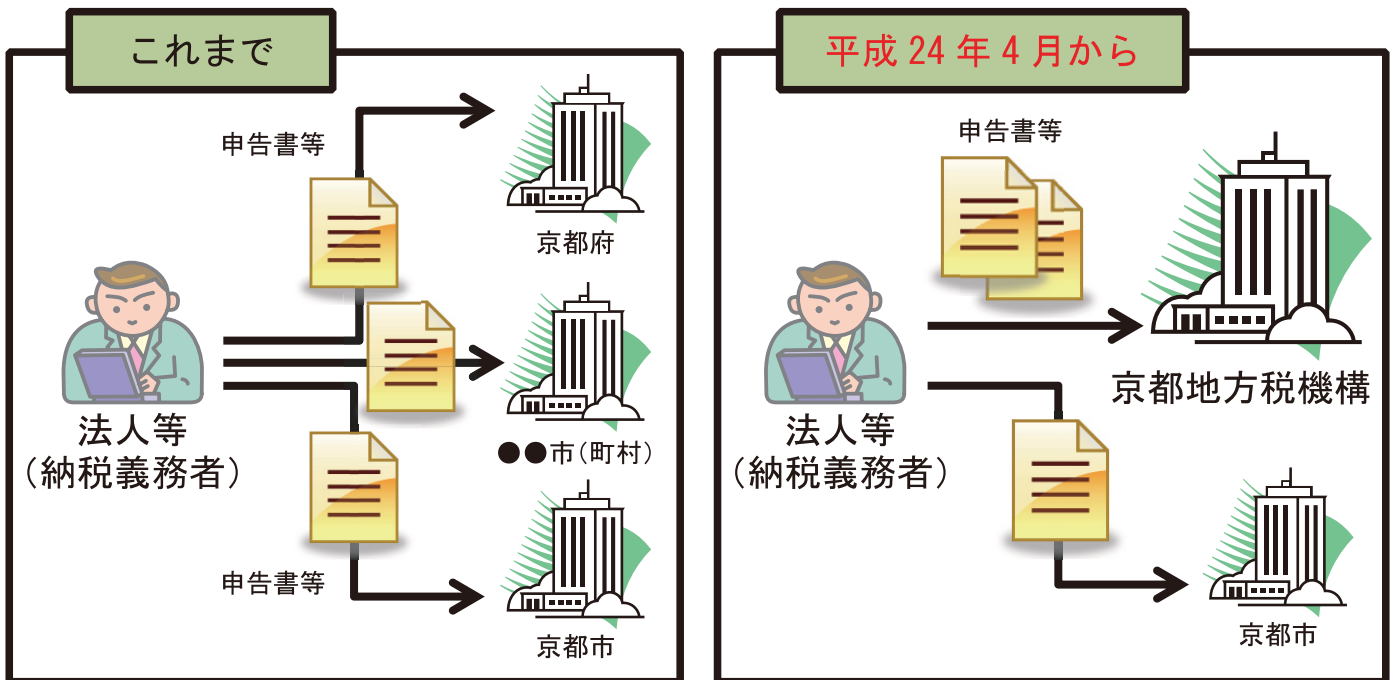
# 京都府内の

京都市への提出分を除く

## 法人府民税・事業税の申告書等の 法人市町村民税の申告書等の 提出先が変わりました

法人府民税・事業税(地方法人特別税を含む)と法人市町村民税の申告書や届出書は、**申告センター**に提出(郵送可)をお願いします。

これまで申告書等は京都府と事業所等がある市町村に提出していただいていたましたが、平成24年4月から京都地方税機構・申告センターに申告書等を一括して提出でき、また提出窓口を拡大することで納税者の方々の利便性の向上を図ります。



### 平成24年4月からの申告書等提出先

〒602-8054

京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2

京都府庁西別館 4階

京都地方税機構 申告センター

きりとりせん

封筒貼付用にお使いください。

【MAP】京都府庁位置図



申告センター  
(京都府庁西別館4階)

申告センターにお越しの際は公共交通機関をご利用ください。

最寄りの交通機関

●地下鉄「丸太町」 ●バス「府庁前」

## Q&A

Q: 京都地方税機構って何ですか？

A: 納税者の利便性向上を図り公平で公正な税務行政を実施するため、平成21年8月に設立された広域連合（特別地方公共団体）で、京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同で行います。

Q: 京都地方税機構で何を行うのですか？

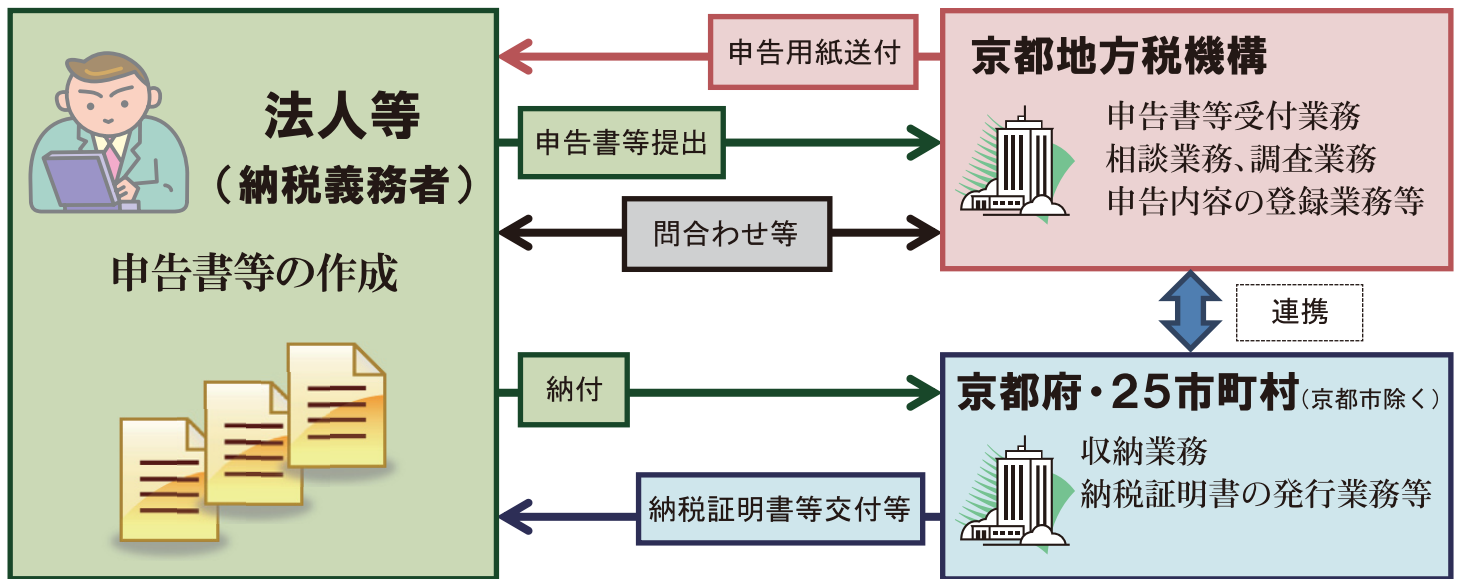
A: 平成22年1月から京都府や市町村から滞納事案の移管を受け徴収業務を行っています。平成24年2月から申告用紙の一括発送を行い、4からは、申告書等の受付のほか、申告内容の登録や調査を行うなど、京都府と各市町村が税額を決定するための各種事務を行っています。

Q: 京都府や市役所、町村役場に申告書等を提出できなくなるのですか？

A: 京都府庁、府税事務所、京都府広域振興局、また市役所、町村役場へもそれぞれ提出していただけますが、できるだけ京都地方税機構申告センターに提出をお願いします。

Q: 京都市へ提出している法人市民税の申告書等はどうすればいいのですか？

A: これまでどおり京都市に提出してください。



※納付や還付の手続、納税証明書の発行は、これまでどおり京都府と各市町村において行います。

### お問合せ先

京都地方税機構 申告センター  
京都府庁西別館4階

TEL:075-414-5151

<http://www.zeimukyodoka.jp/>

### eLTAX(エルタックス)のご案内

法人府民税・事業税(地方法人特別税を含む)及び法人市町村民税の申告・申請・届出、固定資産税(償却資産)の申告、個人住民税(給与支払報告書)の報告もインターネットで行えます。是非こちらもご利用ください。

詳しくはeLTAX(エルタックス)ホームページをごらんください。

<http://www.eltax.jp/>

※eLTAX(電子申告)の提出先はこれまでどおり京都府・各市町村です。